

ベトナムの大学入学者選抜制度における権限配分の論理

— 体制移行期の制度改革を中心に —

関口 洋平

はじめに

1986年にドイモイ政策を打ち出して以来、ベトナムでは、計画経済体制から市場経済体制へと国家体制の転換（以下、体制移行）を図るなか、国家の「現代化」と「工業化」を旗印として従来の中央集権的な高等教育システムを見直し、大学の自律性拡大という観点から高等教育の管理運営改革を断行してきている。とりわけ近年では、博士学位授与権の大学への委譲やカリキュラム策定における自主性の担保など、大学における自律性の拡大が図られてきているのである。本稿では、そうした動きの1つとして大学入学者選抜制度に関わる改革に着目する。

南北統一以来一貫して社会主義体制をとっているベトナムでは、大学入学者選抜をめぐる改革は、どのような基準のもとでだれが高等教育を受けるべき人材を選び出し、同時に社会的な公平性をいかに担保するのかという点で国家及び世論において議論的となってきた。こうした大学入学者選抜における基本的な考え方や基準のありかたについて、川野辺が旧ソ連を事例に指摘しているように、ベトナムでも従来の体制下にあつて大学は、あくまで「社会主義社会の建設に役立つ専門家を養成する機関であり、その目的を離れた選抜はありえな」かったのである（川野辺、遠藤、1986年、586－587頁）。しかしながら、体制移行に伴い大学のありようが変容するなかで、大学入学者をめぐる選抜の基準には変化が生じている。具体的には、国家全体の社会主義建設のため学生の政治的な考え方が重視された仕組みから、学力や個人の特性といったことがらがより重視される仕組みへと移行してきているのである。

また、だれが高等教育を受けるべき人材を選び出すのか、言い換えれば、大学入学者の選抜において主たる権限はだれに握られているのかという観点からは、近年、特に選抜試験をめぐる国家と大学の権限関係が揺れ動いている状況が観察される。つまり巨視的にみれば、大学入学者選抜試験は、従来国家によって統一的に計画・運営されていたが、体制移行に伴う権限移譲の流れのなかで暫定的に大学独自に作成される仕組みへと動いたものの、2003年からは再び国家によって統一的に実施されるようになってきているのである。加えて2014年現在では、ハノイ国家大学などの一部の大学で選抜試験方法を多様化する改革が生じつつある。

それでは、体制移行に伴って大学への入学にあたり学生に求められる基準・資質は制度全体としてどのように変化したのだろうか。また、体制移行の過程において、国家が大学に委譲した権限を再び回収したのはなぜなのか。こうした問題認識からベトナムの高等教育に関する先

行研究をみても、大学入学者選抜制度に焦点をあてて研究をおこなったものは日本をはじめとして国際的にみても極めて限定的であり、そのほとんどが高等教育システムを論じるなかで部分的に言及しているに過ぎない⁽¹⁾。一方、ベトナムにおける高等教育の管理運営に関する研究は、関口（2013年、2014年）をはじめいくつかの蓄積があるものの、大学入学者選抜をめぐる国家と大学の権限関係に焦点を絞って分析をおこなったものは存在しなかった。

このような状況から、本稿では、体制移行に伴って変容するベトナムの大学入学者選抜制度のあり方を歴史的に検討することを通じて、ベトナムにおける大学入学者選抜をめぐる国家と大学間の権限配分の論理を明らかにすることを目的とする。その際特に、体制移行期の制度改革を中心に議論を進める。本稿の研究手法としては、旧大学・職業教育省（以下、大学省）刊行の紀要『大学・職業教育』（*Dai hoc va trung hoc chuyen nghiep*）や教育訓練省の機関紙『教育と時代』を中心とした文献調査が挙げられる。こうしたことから本稿の意義は、わが国で初めて本格的にベトナム大学入学者選抜の全体像を明らかにするのみならず、大学入学者選抜において国家が手放せないと考える権限を検討することを通じて、ベトナム高等教育の管理運営体制の特質を明らかにすることにつながる点にある。

以上を踏まえて本稿では、まず、大学省の通達を手がかりとして南北統一期に打ち出された大学入学者選抜規則を検討し、従来の高度に中央集権的な高等教育システムにおける大学入学者選抜制度の特徴を整理する。それから、大学入学者選抜における権限配分の動態を明らかにするため、体制移行初期における大学入学者選抜制度の改革方針と、2003年および現行の大学入学者選抜規則を比較検討する。加えて、大学に作成権がある入試問題群の特徴についても検討を加える。そのうえで、『大学・職業教育』における Do Van Chung 大学入試・学生管理局長へのインタビューを中心に分析しつつ、質疑応答の内容から大学入学者選抜試験に関わる権限が国家により再度回収された理由に迫る手がかりを得る。最後にこれらの分析結果を踏まえ、大学入学者選抜における国家と大学との権限配分の論理について明らかにする。

具体的な議論に先立ち、用語の説明を加えておこう。大学入学者選抜をめぐる「権限」に関して、ベトナムでは関連する諸規則のなかでそうした権限項目が規定されている。具体的にそれは、①試験問題作成、②試験実施、③試験の評点、④合格者決定の4項目に関するものである。後の議論でもみるように、こうした規則からは②から④の権限がひとまとまりで国家ないし大学のいずれかに属するといえるため、本稿ではこれらを総合して「運用・合格者決定」に関する権限とする。そして高等教育の量的規模の決定に関する権限も考慮して、具体的な分析対象を次のように設定する。すなわち、「問題作成」、「運用・合格者決定」、「募集定員策定」である。また、高等教育機関（大学および短大）の総称として「大学」を用いることとする。

1. 南北統一期ベトナム（1975－1985）における大学入学者選抜制度の特徴

それではまず、歴史的視点から、南北統一期に形成された中央集権的な高等教育システムと大学入学者選抜制度の特徴について整理することからはじめよう。

南北統一期におけるベトナムの高等教育システムは、それまでアメリカの影響のもとで別の体系に置かれてきた南ベトナムの大学を接收し、全体として社会主義建設を国是とする国家体

制に適合的なものとなるように形成された。改革を促す特に重要な政策文書としては、1975 年 6 月に打ち出された第 222 号ベトナム労働党指示「当面の南部における高等・職業教育に関する指示」や 1976 年 10 月の第 426 号政府首相決定「大学網における喫緊の課題に関する決定」などがあり、これらを通じて高等教育の社会主義的改造が早急に進められたのである⁽²⁾。

こうした高等教育のありようを背景に、大学入学者の選抜は、国家の社会主義的改造を成し遂げる人材を選び出すという目的のため、国策として重要視されていた。このことを、大学入学者選抜の目標から確認したい。1975 年 3 月 31 日には北部ベトナムで入学者選抜会議が開催され、1974 年度の入学者選抜の状況が評価されるとともに 1975 年度の方針が打ち出された。すなわち、「大学入学者選抜の目標」は、「幹部養成の任務に貢献することと同時に、軍事義務、労働、公務遂行、学習、修練などにおいて党と国家の政策を実現する人民を」大学へと就学するように奨励することとされたのである（傍点筆者）。

上記のような方針のもと、1976 年 2 月 26 日には大学省による第 1 号通達「大学入学者選抜に関する通達」が打ち出され、南北統一期ベトナムにおける大学入学者選抜制度の原型が構築されたのである。その要点は、「(i) 南部と北部の特性をふまえつつ、統一的大学入学者選抜制度を構築すること」、「(ii) 新たな革命の段階において、大学入学者選抜における優遇政策の補修および調整をおこなうこと」、そして「(iii) 大学省による集中的指導と各中央行政部門に対する働きかけの強化を基礎としつつ、大学および地方の入試委員会への分級を進めること」にまとめることができる（*Dai hoc va Trung hoc chuyen nghiep*. no. 2, 1976, p. 43.）。

ここで示される分級（*phan cap*）とは、ベトナムにおいて国家が掌握する特定の権限や責任の下方委譲を意味している。しかし強調すべきは、「大学省による集中的指導」という言葉にみるように、第 1 号通達の特徴が総じて大学入学者選抜における集権性と社会主義的な思想・政治性に表れていることである。このことは、次の 3 点から裏付けることができる。

第 1 に、大学入学者選抜に関する権限（問題作成、運用・合格者決定、募集定員策定）が大学ではなく、国家（中央・地方政府）に掌握されていた。それは具体的には、中央が試験問題と募集定員を統一的に管理し、各省・市の「行政委員会（*Uy ban hanh chinh*）」が試験の運営にあたる責任を有するものとされた。ただし資料の制限から、合格者決定に関する権限が中央と地方政府間でどのように配分されていたのかは明らかでない。

第 2 に、これは第 1 の点とも関連するが、大学省によって規定される試験問題枠と受験可能な大学および専攻とが厳密に対応している点で、大学入学者選抜試験が中央集権的に管理されていた。すなわち、試験問題枠は A（数学、物理、化学）、B（数学、化学、生物）、C（語文、歴史、地理）から構成されており、これらに対応する受験可能な大学はそれぞれ、A 枠：工科大学、建設大学、水利大学、師範大学・総合大学（理系学部）、B 枠：医科大学、農科大学、水産大学、そして C 枠：師範大学、総合大学（文学部、歴史学部）となっている。

第 3 に、学生選抜における基準の最も重要な項目として政治的基準が打ち出されていた。体制移行以前の旧ソビエトや中国などの社会主義国と同様に、この時期のベトナムでは、高等教育を受けるには本人の身上が重要であった。具体的には合否判定における政治性の比重については明記されていないものの、「学生の本性は、政治品性と道徳性が優れていなくてはならず」、「国内の大学に進学を希望し重点領域を専攻するものは、優れた政治品性を備えていなくては

ならない」。また、「海外の大学」や「師範大学に入学を希望するもの」は、取得点数に応じて「ホーチミン労働青年団の団員であることを要件とする」との規定が存在したのである。

以上のように南北統一期の大学入学者選抜の特徴は、中央集権的高等教育システムにおいて大学が社会主義建設を果たすための人材養成機関として位置づけられたこととも関連して、選抜試験の画一性・集権性と選抜基準における高度な政治性にあった。加えて、この時期のベトナムは計画経済体制下にあったことから、大学入学定員は国家により定められていたのである。

2. 体制移行期（1986－2014）における大学入学者選抜制度の動態

こうした従来の大学入学者選抜をめぐる権限配分の集権的なありかたは、ベトナムが体制移行を経験するなかでどのように変化してきているのだろうか。

すでに述べたように、ドイモイ政策が出されて以後の大きな流れとして大学の自律性拡大が背景にある一方で、大学入学者選抜試験をめぐる権限移譲の動きに揺り戻しが存在する。このことを踏まえ、以下では体制移行期を大きく2つの時期に区分する。すなわち、①体制移行初期において大学入学者選抜が大学単位で実施されるようになった「実験期（1986－2002）」および②再び国家によって統一的な大学入学者選抜試験が導入された「見直し期（2003－2014）」である。ただし、2003年以降2014年現在に至るまで、大学の自律性は再び拡大基調にある⁽³⁾。

2－1. 「実験期」における大学入学者選抜制度改革

ドイモイ政策を打ち出した当初、ベトナム高等教育には授業料の導入や民営高等教育機関の登場をはじめ、市場化・分権化という観点から諸改革が断行されつつあった。ここで、高等教育における分権化との関連から指摘しておかねばならないのは、この時期には旧ソ連、東欧をはじめとした社会主義圏全体で、体制内改革の一環として大学の「民主化」という概念が謳われ始めたことである。1988年10月にブカレストで開かれた第16回社会主義国高等教育大臣会議では、民主化に関わる重要な方針の1つとして、選挙によって大学の学長を選ぶことが各国の大臣により確認された（Do Van Chung, 1989, pp. 26－27.）。実際としてもベトナムでは、「実験地点を築くため」という名目のもとで、すでに1987年にハノイ総合大学の学長が学生を含む856名の学内の代表者によって選挙されている（Bui Nguyen, 1988, p.1.）。

このような変化を背景に、ベトナムでは1988－1989学年度から大学入学者選抜に関する改革が実施され始めた。その要点は、体制移行に伴う「中央政府から大学への権限委譲（分級）」にまとめられる。具体的にそれは、大学入学者選抜をめぐる権限配分の構造としてみたとき、従来の大学省による統一的な試験問題の作成を受けて地方政府が大学入学者選抜を組織・実施する方式から、大学省が大学入学者選抜にかかわる4つの項目：①試験問題作成、②大学内部での試験実施、③試験の評点、④学生選抜を大学にすべて委譲することで、大学が自らの責任において試験問題を作成し、試験の組織と学生の選抜をおこなう方式へと移行したことにある。

後の議論との関係から、ここで特に着目する必要があるのは、こうした改革における責任者であった大学入学者選抜・学生管理局長 Do Van Chung（大学省）の発言内容である。Do によれば、大学入試改革は「われわれの全社会におけるドイモイの一過程として位置づけられるも

のであり」、「その方針は、開放、公開、民主化、そして思い切った大学への権限委譲に基づくものである」（傍点筆者）。とりわけ大学への試験問題作成における権限移譲に関して、Do は、大学への入学にあたり学生に必要とされる「知識を検査するための試験問題の作成に（大学が）関与することは、その自由権を尊重することである」と述べており、大学に入学するのに必要な知識の測定において大学の自律性を尊重する態度を示しているのである。

大学への権限移譲のほかに重要な改革点として、第 1 は、大学が入試問題を作成する際に依拠する試験問題枠が従来の 3 種類から 4 種類（A：数学、物理、化学、B：数学、化学、生物、C：語文、歴史学、地理学、D：語文、数学、外国語）へと拡大したことである。改革の背景には、後期中等教育段階での語文（国語）の学力低下論争があるとされ、試験問題枠に文系科目群が新たに加えられることとなった。これは、大学側が依拠する試験問題枠の多様化という点で大学の自律性拡大を意味すると同時に、現行の大学入学選抜制度の原型となっている。

第 2 は、従来の体制において重要視されていた大学入学選抜の際の政治的基準が廃止されたことである。Do は、その 1 つの例として海外の大学やベトナムの大学への入学要件に、ホーチミン共産青年団に所属している必要がなくなったと述べている（Do Van Chung, 1989, tr. 26－27.）。それ以降現在に至るまで、制度上入学要件に政治性は要求されず、思想・信条を問わず後期中等教育を修了していることと健康であることが主たる要件となっている。

このようにみえてくると、実験期において国家は、従来の体制で重視されていた政治性を撤廃し、大学における自律性の尊重を根底に置いて、試験問題作成権を含む大学入学選抜をめぐる諸権限を大学に委譲したものということができるだろう。入学定員については依然として国家が掌握していたものの、こうした変化の背景には、社会主義圏全体として取組みつつあった民主化に基づく高等教育改革が存在していたと考えられる。

2－2. 「見直し期」における大学入学選抜制度

（1）大学入学選抜規則の比較的検討

ところが、こうした大学入学選抜における「大学への権限移譲」の流れは 2003 年に見直されることになり、大学に与えられていた権限の一部が国家によって再び掌握されることとなった。まずここで注意が必要なのは、国家によって回収された大学入学選抜に関わる権限とは、以前は学長の権限として規定されていた試験問題を作成する権限のことである。そのほかの権限である試験の組織・実施や評点、合格者決定に関することがら（運用・合格者決定）は、大学内部の組織である入試評議会の権限として大学に残された。

では、近年の大学の自律性拡大を背景としたとき、大学にはいかなる権限が与えられ、それに対して国家はどのように関与しているのだろうか。こうした問いに答えるべく、2003 年の教育訓練省第 8 号決定を基に公布された「大学入学選抜規則（2003 年）」と 2012 年に同省第 9 号通達を受けて公布された「大学入学選抜規則（2012 年）」を比較対照させたものが表 2 である。表 2 から、「見直し期」の大学入学選抜制度に関してみれば、国家と大学の権限配分関係における異同と変化の方向性について、次の 2 点を指摘することができるだろう。

1 点目は、「大学入試および学生選抜」において、大学の自主裁量が拡大し、入学定員の策定に関する権限が一定程度大学に付与されつつあることである。つまり、募集定員枠を国家が大

学に付与していた仕組みが、まずは大学が募集定員を計画・策定したうえで、国家が承認するというプロセスに移行しているのである。大学による入学定員の策定は、2013年に公布された高等教育法において大学の権限として明文化されるに至っている（第34条）。

（表2）大学入学者選抜規則の比較対照表（2003年・2012年）

「大学入学者選抜規則（2003年）」	「大学入学者選抜規則（2012年）」
■大学入試および学生選抜：大学は、 <u>国家により大学入学定員が与えられ</u> 、毎年度の入学者選抜を組織する。	■大学入試および学生選抜：大学は、 <u>大学入学定員を有し</u> 、毎年度の入学者選抜を組織する。
：「文化」試験の問題に関しては教育訓練省の一般問題に従うものとするが、「素質」試験の問題に関しては、各大学の出題によるものとする。	
■高等教育機関の「権限」・「責任」	■高等教育機関の「組織」・「任務」・「権限」
■入試評議会：入試問題作成・出題（素質試験）、問題のコピー・印刷（文化試験）、試験の組織、評点と合格者選抜・合格者召集。各小委員会の設立決定	
① <u>書記委員会</u> ：受験生および合格者名簿の管理。合格点決定に関して意見の提示	
② <u>入試出題委員会</u> ：試験問題公務における入試評議会の補佐。委員会関係者の選出	
③ <u>試験監督委員会</u> ：試験監督公務の執行、試験官の配置、会場の防衛、試験監督の実施	
④ <u>評点委員会</u> ：採点の実施	
■合格者の選抜：大学は、 <u>国家により割り当てられた定員数に基づき</u> 、合格最低点を設定する。	■合格者の選抜：大学は、試験結果および入学定員を踏まえて <u>国家が定める基準点より高い点数で</u> 、合格最低点を設定する。

（出典）Quy che tuyen sinh dai hoc, cao dang he chinh quy.2003;2012 より筆者作成。

2点目は、2012年に大学入学定員に関する権限が一定程度大学に与えられたことと対になるように、「合格者の選抜」に関しては差異が確認されることである。具体的には、合格者の選抜に直接関わる合格最低点を大学が決定できるという規定には変化がないものの、国家が定める大学ごとの定員数に基づいて合格最低点を割り出す方式から、国家が基準点（diem san）を定めたうえで各大学が合格最低点を提示する方式へと変化したのである。このことから、改革の方向性として、国家が量的側面をコントロールすることで合格者の質を管理しようとするよりはむしろ、具体的な点数を設定することで合格者の学力に対してより直接的に関与しようとする姿勢が明らかになる。なお、国家が各試験問題枠に一定の基準値を提示し、すべての大学はその点数よりも高い数値で合格最低点を設定しなくてはならない⁽⁴⁾。

ここで、大学の自律性が拡大するなかで選抜試験問題の枠が拡大し、大学の選択肢が増加してきていることを指摘しておく。国家が統一的に作成するのは「文化試験（van hoa thi）」（一般教科の学力試験）と呼ばれ、大きく4種類の問題枠から構成されるのに対して、具体的には後述するが、「素質試験（nang khieu thi）」では各大学に問題作成権が認められている。

以上から、大学入学者選抜をめぐる権限配分のあり方として、2003 年から 2012 年にかけて入学試験の学内での実施や合格者選抜に関する権限は一貫して大学に属しながら、入学定員の策定に関して具申する権限が大学に委譲されたことが明らかになった。依然として承認は国家の権限となっているものの、募集定員の決定に大学の意向が反映される仕組みが作られたことは、大学の自律性を考えたときに大きな転換点として捉えられる。しかし一方で、国家は大学入学者選抜における試験問題の質並びに合格者の学力の担保に政策的な重点を置き、それに関連する権限を掌握しているのである。それはすなわち、2003 年以降「文化試験（A、B、C、D）」における入試問題の作成に関する権限が国家の所掌事項となっているのみならず、合格者の選抜にあたって足切り点に相当する基準点を国家が設定することに表れているといえる。

（２）大学入学者選抜における「素質試験」の特徴

このように「文化試験」という形式で国家は統一的な大学入学者選抜試験問題を作成・出題するものの、現在ベトナムでは「素質試験」をはじめ大学が独自に出題することのできる試験科目が導入されつつある。ここでは、「素質試験」を中心にその特徴まとめることで、試験問題の作成に関わる大学への一部権限委譲の状況を検討する。

2014 年現在、「素質試験」は、H（語文、絵画、造形）、N（語文、音楽知識、音楽素質）、M（語文、数学、朗読・歌唱）、T（数学、生物、素質）、V（数学、物理、美術）、S（語文、映画素質）、R（語文、歴史、マネジメント素質）、K（数学、物理、職業技術）の 8 種類の試験問題枠から構成されている。注意が必要なのは、傍点を付した科目の試験を「素質試験」と呼び、同じ枠内でも語文などの普通教科科目は国家が作成した試験問題を用いることである。

これらの試験が実施されている大学を専門分野別にみてみよう。まず、「文化試験」も含めて入試を実施する大学の総数は 438 校であるが、このうち「素質試験」枠を有する大学は 157 校となっている。次に、学生が受験する専門分野に関してみると、大きく①師範系（幼児教育、初等教育、音楽師範、美術師範、体育教育）、②工業系（建設工程技術、地方・都市計画、都市林業、建築、景色建築、室内設計など）、そして③文化・芸術系（文化管理、映画・舞台演出、歌手・俳優、図画、絵画、彫刻、美術史・美術理論・美術批評、デザインなど）の 3 つの専門科目群に分けることができる。さらに、これらを踏まえ「素質試験」を実施する大学の機関数を数えれば、師範系単科大学が 51 校、工業系単科大学が 25 校、文化・美術系単科大学が 26 校となっている。なお、非師範系で幼児教育課程を有する大学など、そのほかの大学が 57 校存在する（Nguyen Tien Cuong, Nghiem Dinh Thang, 2014.）。

これらのことから洞察される「素質試験」の特徴は、学生に要求されている能力が、普通科目に代表されるような知的な側面でのよりどころとなる学力ではなく、むしろ、芸術教育、建築、芸能活動といった芸術性に関連している点にある。実際としても、「素質試験」は実技を中心とした試験であることが観察される。つまり国家は、「文化試験」として学力がより重視される大学・学部の入試問題作成権を手放さないかわりに、おおまかに芸術に関わる高等教育については、「素質試験」として単科大学を中心に入学者の選抜方法を委ねているのである。

なお近年、大学が作成主体となる「素質試験」以外の独自入試も確認されるようになっていく。教育訓練省の機関紙『教育と時代』では、「大学入学者選抜改革の先鋒」という見出しで、

ベトナム高等教育システムの頂点に位置するハノイ国家大学とハノイ工科大学による独自の取り組みについて取り上げている。それによると、前者のハノイ国家大学では「文化試験」を実施したうえで、合格者のなかからとりわけ優秀な学生を選抜するため独自の試験を作成・実施するという二段階の選抜方式を採用することを表明している。また、後者のハノイ工科大学は、増加傾向にある入学志願者を「部分的に濾過」するため、「文化試験」に先立って独自の入試を設けることで本試である「文化試験」の予備的選抜を実施するとしているのである（*Giao duc va thoi dai*.so 20, 23/01/2014）。このように、特に高度な自律性を有する大学が一定の枠内で入学者選抜に関わる試験を独自に組織できるようになってはいるものの、そこにおいても学生選抜試験の中心に位置するのは国家が作成する「文化試験」であるとみるべきであろう。

3. Do Van Chung 大学入学者選抜・学生管理局局長へのインタビューの分析

最後に、ドイモイ政策が打ち出された当初に再び遡り、大学に対する入試問題作成権の委譲と回収の要因を探るため、現在「文化試験」と呼ばれる入試問題の作成権が大学に委譲された当時の大学省官僚 Do Van Chung 大学入学者選抜・学生管理局局長へのインタビューの内容を検討したい。インタビューにおける質疑の内容は、大きく①大学省の改革方針および②大学による社会的公平性の担保の2点である。

繰り返しになるが、1988年に大学省から各大学に委譲された権限は大学入学定員策定権を除いた全ての権限であり、とりわけ出題方式の決定・作成に関して大学に権限が委ねられていた。このことに関して、インタビューにおいて大学省の方針はどのような基礎の上にあるのかという問いを受けた Do は、「書記局および中央教育科学委員会への諮問を経て、大学省は大学入試における4つの項目に関する責任を全大学の学長に付与し」ており、このことは「大学入試における各大学の権限を拡大し、大学自らが責任を担うということを意味している。こうした大学入試の改革は、ほぼすべての大学の現有する能力に見合ったものとなっているのである」と返答している（Do Van Chung, 1988, p. 8.）。

その一方で、これは入試問題作成権の回収の理由を検討するうえで特に重要な点であるが、世論には入学者選抜にあたって大学が「公平性」を担保できるかどうか懸念が存在していた。ここで用いられる公平性とは、抗仏戦争やベトナム戦争時代の英雄の子弟や高等教育への就学にあたり困難な状況を抱える少数民族への優遇措置というよりは、大学が独自に問題を作成できるようになったことで、大学人や関係する行政官の子弟に入学者選抜が有利に働かないようにするための大学側の意識を意味している。特に「子どもは親の息がかかった大学を受験する（con thi vao truong cha）」という状況が問題視されており、Do は縁故主義に基づく入試の実態が学生や父兄の不安を掻き立てる一要因になっているというインタビューアの指摘に同意している。つまり Do は、大学教員や関係者の親族が自分の子弟が大学に入学するのに有利に働きかける状況があるのではないかという国民の懸念を「人民の心配事」として認めており、そのため「大学には、入学試験の質および社会の公平性を担保し、客観性、試験の原則、科学性を保証することが要求される」と述べているのである（Do Van Chung, 1988, pp.8-9.）。

ただし、Do ないし大学省は大学による入学者選抜の自主的組織にあくまで肯定的な態度を示

していた。上述した国民の懸念は、1987年8月1日付けの『ハノイ新報』で、ハノイ外国語大学での入試規則の違反行為が報じられたことに一因があるといえる（Nguyen Thanh Sung, 1988.）。1984年当時、ハノイ外国語大学ではすでに入学者選抜において自主裁量が認められていたが、そこでは二人の学生が選抜試験において違反行為をしたにも関わらず入学していた。この問題を受けて Do は、ハノイ外国語大学では学長が試験の評点の過程で「違反」したため、大学省は当大学に対して自学出題と学内試験を禁止したと述べたうえで、現在では大学への分級工作が「再び回復し始め」たと断言しているのである（Do Van Chung, 1988, p.9.）。

なお Do は、従来の国家体制では受験生の出自などの身上や政治性が重要視されていたが、新たな大学入学者選抜方式では能力主義の観点から受験生の学力が重要な要素になると述べている（Do Van Chung, 1988, p.9.）。このように入学基準に政治性が要求されなくなるのは、社会主義国の体制移行に伴う大学入学者選抜制度の変化の1つとして指摘しておく。

このようにみえてくると、体制移行期当初、大学省は、大学が公平性を担保したうえで大学入試問題を作成し、選抜を実施することを「能力に見合った」ものとして「信頼」していたことが明らかになる。つまり大学省は、すでに述べたように社会主義圏全体として推進された体制内改革の影響下にあつて、入学者選抜にあたり大学が自律性を発揮していく構想を抱いていたといえる。しかしながら、こうした構想とは異なり、2003年に国家は再び入学者選抜における問題作成権を回収した。その理由は、第1に、これまでの議論から推察されることとして、世論で問題視されていたようにハノイ外国語大学に類する試験違反や縁故主義に基づく試験問題の遺漏といった問題が存在していたと考えられること、第2に、先行研究で言及されていることとして、大学入試として出題されるべき水準という観点から各大学の出題する問題の質に格差の拡大が生じたため、国家が入試問題の質的な均一化を図る必要性が生じたことである（近田、2013年、140頁）。なおこうした入試問題の質的な格差として、筆者が教育科学院高等教育局長および教育訓練省官僚を対象におこなった聞き取り調査において、前者からは先行研究で言及されたものと同趣旨の回答が得られ、後者では、威信の高い大学が極度に難易度の高い問題を出題する傾向にあったことが指摘されている⁽⁵⁾。

4. 考察

これまでの検討を踏まえて、体制移行に伴うベトナムの大学入学者選抜制度の変化とそこにおける国家と大学間の権限配分構造をまとめれば、次のようになるだろう。

第1に、大学に入学するうえでの資質・基準に関して、社会主義建設を急務とする従来の体制では、高度に中央集権的な高等教育システムのもとで大学入学者選抜は政治性を重要な基準に置いて実施されていた。ところが体制移行に伴って政治的基準は撤廃され、代わりに社会的公平性や学生の学力がより重要視されるようになってきていることが観察された。このことは、入学者選抜にあたり国家発展のために知的側面において優れた人材がより重視されるようになってきていると同時に、大学が、国家や党により規定される政治性から距離を置いて学生を選抜できるようになったことを示している。

第2に、大学入学者選抜をめぐる国家と大学の権限配分構造に関して、おおまかにみればそ

の変化は大学の自律性の拡大過程と連動している。すなわち、従来の体制では問題作成、運用・合格者決定、募集定員策定という大学入学者選抜における主要な権限が中央ないしは地方政府に集中していた。それが、体制移行のなかで民主化を謳う社会主義圏全体の改革に加え、大学省による信頼を背景として、募集定員策定権以外の権限が暫定的に大学へ委譲された後に、2003年には問題作成権が国家によって回収されたのである。この権限回収の背景には、大学による縁故的入試の存在が推察されること、加えて、大学間で格差の拡大した入試問題の質を国家が均一化する必要があったことが挙げられる。

第3に、第2の点と関連して、現状では高等教育法を政策的な基盤として大学の自律性はいっそう拡大してきている。募集定員策定権については一定程度大学の意見が反映される仕組みが構築されているし、「素質試験」に加えて、「文化試験」を前提とする限りにおいて、独自の問題の作成・出題権が高等教育システムの頂点に位置する一部の大学に委譲されつつある⁽⁶⁾。

ただし第4に、大学入学者選抜の中心に位置するのは、主として実技をもって学生を評価する「素質試験」ではなく、学力をその評価基準とする「文化試験」であり、これは国家によって統一的に作成されている。また、大学における自律性の拡大と対になるように、国家は大学入学者の質を担保するための基準点を導入してきている。大学が入学者を確保するための措置は制度として認められているものの、高等教育を受ける人材を選抜するうえで、国家が「文化試験」を作成すると同時に学生が満たすべき学力の最低基準を点数として規定しようとするのは、高等教育の入口の段階において国家が試験問題のあり方のみならず大学入学者の学力に直接的に関与しようとする姿勢として捉えることができる。

以上のことから、大学入学者選抜をめぐる国家と大学との権限配分の関係について歴史的に観察すれば、大学入学者選抜制度の性格は、政治性・集権性を特徴とする体制から分権性に特徴付けられる体制へと変化してきている。こうしたなか政策的な方向性として「定員策定は国家が担い、問題作成・合格者決定は大学がおこなう」仕組みが、「定員管理・合格者決定は大学が、問題作成・基準値の策定は国家が」という仕組みへと移行していることが明らかになる。つまり、こうした権限配分に関する改革の背後にあるのは、それを支える論理自体の転換であろう。すなわち、量的な指標を国家が押さえつつ、大学が主体的に入試を実施し学生を選抜することを良しとする考え方から、量的な指標に関しては大学の意向を汲み上げようとする一方で、高等教育の質や公平性の担保を図るべく、国家がより直接的に高等教育の入口段階での選抜を管理しなくてはならないとする考え方への論理の転換が生じているといえる。

このような近年の大学入試改革を、体制移行初期の改革と比較したとき、一方では全体として大学の自律性の拡大を図りながらも、他方で、入学する学生の選抜方法と学力・資質を規定しようとする国家の戦略的な対応が浮かび上がる。大学の自律性という観点から考えれば、このことは同時に、学生の学力を測定するのにどのような問題を用意するのかという大学側の自由が消失したのみならず、大学に入学するために必要な学力の最低基準を大学が自律的に決めることができなくなったということに他ならないのである。

おわりに

本稿では、国家と大学の関係性を考察する一視角として大学入学者選抜制度に着目し、体制移行に伴って変容するベトナムの大学入学者選抜制度を歴史的に検討することで、ベトナムにおける大学入学者選抜をめぐる国家と大学間の権限配分構造と改革の論理について探ってきた。こうした大学入学者選抜をめぐる国家と大学との権限配分関係をみれば、そこには大きく集権性から分権性へと大学入学者選抜制度の性格が変化するなか、「定員策定は国家が担い、問題作成・合格者決定は大学がおこなう」という仕組みが、「定員管理・合格者決定は大学が、問題作成・基準値の策定は国家が」という仕組みへと移行していることが明らかになる。こうした改革を支える論理とは、一定程度量的な指標を大学に付与する一方で、高等教育の質の底上げや社会的公平性の担保という観点から、国家がより直接的に高等教育の入り口段階での選抜を管理しなくてはならないとする考え方なのである。

本稿で明らかにしたように、ベトナムでは入試において素質試験や一部の独自試験を周辺に置き、質保証・公平性の担保を背景として国家による統一的入試を中心に据えていた。このことが示唆するのは、博士学位の授与やカリキュラムの策定において大学の権限が拡大していることに鑑みたとき、国家は、高等教育の管理運営において特に入学試験問題や「大学生」となるための学力、いわば「入り口」を規定するための権限を重要視しているということである。

以上のように、本稿ではベトナムの大学入学者選抜制度における国家と大学の権限配分の論理について、歴史的観点から体制移行期の制度改革を中心に検討してきた。その論理構造を全面的に明らかにするには、入試問題作成権が国家に回収された 2003 年前後の国家や社会における議論の詳細な検討と、近年の独自試験・素質試験の実態に関する広範な調査が必要である。以上 2 点を今後の課題としたい。

【引用文献】

【日本語文献】

川野辺敏、遠藤忠「ソ連：社会主義建設に役立つ人材の選抜」中島直忠編著『世界の大学入試』時事通信社、1986 年、586－606 頁。

関口洋平「ベトナム高等教育における私塾大学の特質に関する研究：管理運営的側面における制度設計を中心に」『比較教育学研究』東信堂、第 46 号、2013 年、21－40 頁。

関口洋平「ベトナムにおける高等教育行政構造の特質に関する研究：多数省庁による所管分担方式の持続的原理」『比較教育学研究』東信堂、第 49 号、2014 年、114－135 頁。

近田政博「ベトナム：新カリキュラムの国際水準を目指す」馬越徹・大塚豊編『アジアの中等教育改革』東信堂、2013 年、115－143 頁。

【ベトナム語文献】

Bui Nguyen. “Thuc hien dan chu hoa: Bau hieu truong nhien ky 1988-1990 cua truong dai hoc tong hop Ha noi.” *Dai hoc va Trung hoc chuyen nghiep*.no.3, 1988, pp.1-2.

Do Van Chung. “Doi moi cong tac tuyen sinh dai hoc va cao dang nam hoc 1988-1989.” *Dai hoc va*

- Trunng hoc chuyen nghiep*.no. 8, 1988, pp. 8–10.
- Do Van Chung. “Tiep tuc doi moi cong tac tuyen sinh vao cac truong dai hoc, cao dang vat rung hoc chuyen nghiep.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no. 4, 1989, pp. 26–27.
- Do Van Chung. “Mot so net ve ky thi tuyen sinh nam hoc 1990-1991.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no.5, 1990, pp. 30-31.
- Giao duc va thoi dai*. So20, 23/01/2014.
- “Hoi nghi lan thu X cac bo truong dai hoc cac nuoc xa hoi chu nghia.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no. 1, 1977, p.45.
- Nguyen Duy Hung. *Luat giao duc dai hoc*. Ha Noi: Nha xuất bản chính trị quốc gia-su that, 2012.
- Nguyen Thanh Sung. “Ve viec vi phạm quy che tuyen sinh nam hoc 1984-1985 o truong dai hoc Ngoai ngu.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no.2, 1988.
- Nguyen Tien Cuong, Nghiem Dinh Thang. *Nhung Dieu Can Biet Ve Tuyen Sinh Dai Hoc, Cao Dang Nam 2014*. Hanoi: Nha xuất bản giáo dục Việt Nam, 2014.
- “Tuyen sinh vao cac truong dai hoc va t.h.c.n. trung uong nam hoc 1975-1976.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*.no. 3, 1975, p.43. (筆者不明)
- “Tuyen sinh vao cac truong dai hoc va trung hoc chuyen nghiep trung uong nam hoc 1976-1977.” *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no. 2, 1976, pp. 41–43. (筆者不明)
- Quy che tuyen sinh dai hoc, cao dang he chinh quy. Nam 2003.
- Quy che tuyen sinh dai hoc, cao dang he chinh quy. Nam 2012
- Vo Van Tua. “Hoi nghi bo truong dai hoc cac nioc xa hoi chu nghia lan thu XVI”. *Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no.1, 1989, pp. 26-27.

【注】

- (1) 試みに、ERIC (Education Resources Information Center) において「entrance exam」、「Vietnam」という単語で検索をかけたところ、該当論文なしであった。
- (2) この成果は、第10回社会主義国高等教育大臣会議のなかで大学省により報告されており、他の社会主義国から高い評価を得た (*Dai hoc va Trunng hoc chuyen nghiep*. no. 1, 1977, p.45.)。
- (3) 「大学条例 (2003年・2010年)」を踏まえ、2013年に公布された高等教育法では、各高等教育機関に自主権を付与し、自律性の向上を図っていくとしている。
- (4) 受験生は、後期中等教育修了のための試験を受けた後、大学受験をする。大学受験では後期中等教育段階の成績は考慮されず、入学者選抜試験での点数が重要であるとされる。入試の結果について受験生には証明書が送付され、合格最低点以上の者が合格者となる。
- (5) それぞれ、教育科学院高等教育局長 Le Dong Phuong 氏への聞き取り (2014年3月27日実施) と教育訓練省 Nguyen Lan Huong 女史への聞き取り (2014年9月18日実施) による。
- (6) 背景としては高等教育法を根拠とする大学自律性の拡大があるといえるが、こうした一部の大学に対する入試問題作成権の委譲の理由については、今後の課題とする。

(日本学術振興会特別研究員 比較教育政策学講座 博士後期課程3回生)
(受稿 2014年9月1日、改稿 2014年11月20日、受理 2014年12月26日)

ベトナムの大学入学者選抜制度における権限配分の論理

—体制移行期の制度改革を中心に—

関口 洋平

本稿の目的は、体制移行に伴って変容するベトナムの大学入学者選抜制度を歴史的に検討することで、ベトナムにおける大学入学者選抜をめぐる国家と大学間の権限配分の論理について明らかにすることである。検討を通じて、大学入学者選抜制度の性格が大きく集権性から分権性へと変化するなか、「定員策定は国家が担い、問題作成・合格者決定は大学がおこなう」仕組みが、「定員管理・合格者決定は大学が、問題作成・基準値の策定は国家が」という仕組みへと移行していることが明らかになった。そこでは権限配分の論理自体が転換しており、国家が量的規模を管理しつつ、体制移行に伴う民主化を背景に大学が主体的に学生を選抜することを良しとする考え方が、一定程度量的な指標を大学に付与する一方で、高等教育の質の底上げという観点から、国家がより直接的に高等教育の入り口段階での選抜を管理しなくてはならないとする考え方へと転換しているのである。

Governance of Entrance Exams to Universities in Vietnam

SEKIGUCHI Yohei

This paper clarifies the logics in allocation of power between the state and universities/colleges (Universities) in Vietnam, with emphasis on entrance exams, through a historical analysis of changes in the institutional arrangements mainly after the launch of the “Doi Moi” policy in 1986. This paper will provide some viewpoints regarding changes in visions of human resources trained in Universities in transition era and why the state retook the power related to setting entrance exam questions. The results are as follows. First, it is not political conviction but academic ability that is more important in deciding who should enter Universities. Second, university autonomy in entrance exams has expanded gradually, with the power to set entrance exams questions retaken by the state to level the quality since 2003. Third, the system where “the state is responsible for enrollment quotas and universities decide the questions and select successful applicants” has changed to one where “universities are responsible for enrollment quotas and deciding successful applicants, while the state sets the questions and standard for academic ability”. In conclusion, there has been a change from the thought that universities should select students autonomously with quantitative control from the state, to that the state should be more powerful to raise the standards of quality in higher education.

キーワード： 大学入学者選抜制度、ベトナム、高等教育ガバナンス、体制移行

Keywords: entrance exams to universities, Vietnam, higher education governance, transition era

